

LPガスの

訪問勧誘トラブルに ご注意ください!



特商法

ワンポイント

- ①一度断っても再勧誘に来る行為
 - ②お客様を威迫して困惑させる行為
 - ③勧誘に際し事業者の名前を名乗らない行為等
等はすべて違法（特商法違反）です。
- ※特商法（特定商取引法）は、訪問販売等の業者を規制し、消費者を保護するための法律です。

「悪質」な勧誘業者がよく使うトーク例



典型的な勧誘トーク1

LPガスが
自由化されました。

自由化されたのは都市ガス（2017.4月）で、LPガスは昔から自由料金です。誤った情報での勧誘にはご注意ください。

典型的な勧誘トーク2

値上げをすることは
ありません。

LPガスは大半を輸入しており、輸入価格はほぼ毎月変動しています。変動時には改定されることがあります。

典型的な勧誘トーク3

委任状を書けば、こちら
で手続きはやります。

安易に知らない人に個人情報や契約情報を渡すことは、漏えいなどのリスクがあるので危険です。

典型的な勧誘トーク4

解約に伴う費用は
一切かかりません。

販売契約書等の解約条項に則して費用の清算が行われます。このため、LPガス消費配管やガス器具等の貸与を受けていたときは、清算が必要になる場合があります。また設備撤去費用も掛かる場合があります。

LPガスの訪問勧誘では、消費者は契約内容の書面を交付されてから**8日以内であれば、「クーリング・オフ（契約の取消）」が可能**です。また、事業者が重要事項の不告知及び不実の告知を行った場合は、**8日間を経過した後も契約の解除が可能**です。



ちょっと待ったお

勧誘を受けても「即決」せず、冷静な判断をするためにも、周りの人の意見を聞いてみましょう。



※上記に掲載した内容のことやLPガスのこと等、お気軽にご相談ください。

静岡県LPガスお客様相談所

受付時間

0120-17-2680

8時30分～17時15分
(土・日・祝は除く)



一般社団法人 静岡県LPガス協会

〒420-0064 静岡市葵区本通6-1-10 TEL.054-255-2451

<http://www.shizuokalpg.or.jp>

静岡県LPガス協会

検索

販売店